

<https://tousyoku.org/>



Stop!! 雇止め!

その雇止めには

[解雇相当事由]がありますか?

なければ、デフォルト（当然のことながら）

更新です!

「総合的判断」により本人の意に反する契約不更新（いわゆる雇止め）を強行することは、昨年12月に発表された全学方針の下、許容されておられません。学内各所を巡回して行われている本部人事による説明会において、本部側は特に次の2点について強調しています。

- (1) 契約期間満了者（通常ですと年度末）については、先ず雇用者（部局人事など）側から、本人の更新・継続希望を確認すること。
- (2) 本人が更新・継続を希望しているにも拘らず、その意に反し不更新（雇止め）を行うのは、「解雇相当事由」に限ること。

上記補足の本部説明

- * 解雇相当事由に限り雇止めというのは、法人化後採用者も法人化前採用者と同じ扱いにすること!
- * 「解雇相当事由」は予算の有無ではなく、「業務の縮減・消滅」。
- * 予算については個別研究室でなく、部局全体など大きな単位で継続雇用予算を!

有期雇用教職員におかれましては、ご自身の処遇に気になることがありましたら、**東京大学教職員組合（東職）**へのご一報と、ご加入をお勧めします。



東職ホームページ

東職 Twitter

東京大学教職員組合

Tel・Fax : 03-5841-7971

syokikyoku@tousyoku.org